

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第3区分

【発行日】令和6年8月19日(2024.8.19)

【公開番号】特開2024-105668(P2024-105668A)

【公開日】令和6年8月6日(2024.8.6)

【年通号数】公開公報(特許)2024-146

【出願番号】特願2024-82891(P2024-82891)

【国際特許分類】

H04W76/10(2018.01)

10

H04W92/08(2009.01)

H04W84/12(2009.01)

【F I】

H04W76/10

H04W92/08 110

H04W84/12

【手続補正書】

【提出日】令和6年8月8日(2024.8.8)

20

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

所定のアプリケーションプログラムであって、

前記所定のアプリケーションプログラムと異なるオペレーションシステム(OS)を有する情報処理装置のコンピュータに、

所定の通信装置が有効化している所定のアクセスポイントの識別情報のうち、前記所定のアプリケーションプログラムが特定している文字列である特定の文字列のみを前記OSに対して指定する指定ステップ、

を実行させ、

前記所定の通信装置は、所定のベンダーが提供する複数の通信装置に含まれ、

前記特定の文字列は、前記所定のベンダーが提供する前記複数の通信装置が有効化する複数のアクセスポイントの識別情報のそれぞれに共通して含まれる文字列であり、前記複数のアクセスポイントの識別情報のそれぞれは、前記特定の文字列と、前記特定の文字列以外の文字列とを含み、

前記コンピュータにさらに、

前記特定の文字列が前記OSに対して指定されたことに基づいて、前記所定のアクセスポイントを有効化している前記所定の通信装置と前記情報処理装置との間の接続が確立された場合、前記所定のアクセスポイントを有効化している前記所定の通信装置と前記情報処理装置との間の接続を介して、前記所定のアクセスポイントと異なり、且つ前記情報処理装置の外部且つ前記通信装置の外部の他のアクセスポイントに関する情報を前記所定のアプリケーションプログラムにより送信する送信ステップ、

を実行させることを特徴とするプログラム。

【請求項2】

前記所定のアプリケーションプログラムは、前記OSにより検索された、前記情報処理装置が接続可能な1又は複数のアクセスポイントに関する情報を前記OSから取得することなく、前記指定を前記OSに対して実行することを特徴とする請求項1に記載のプログラ

40

50

△。

【請求項 3】

前記情報処理装置が接続可能な 1 又は複数のアクセスポイントが、前記 OS により検索され、

前記指定が前記 OS に対して実行された場合、前記 OS によって発見された前記情報処理装置が接続可能な 1 又は複数のアクセスポイントから、前記特定の文字列を含む識別情報を有するアクセスポイントが、前記 OS により検索され、

前記特定の文字列を含む識別情報を有するアクセスポイントとして前記所定のアクセスポイントが発見された場合、前記所定のアクセスポイントを有効化している前記所定の通信装置と前記情報処理装置とを接続させるための処理が、前記 OS により実行されることを特徴とする請求項 1 又は 2 に記載のプログラム。

【請求項 4】

前記 OS によって発見された前記情報処理装置が接続可能な 1 又は複数のアクセスポイントに、前記特定の文字列を含む識別情報を有するアクセスポイントが複数含まれる場合、前記特定の文字列を含む識別情報を有する複数のアクセスポイントのうち、前記 OS による検索において一番最初に発見されたアクセスポイントを有効化している通信装置と前記情報処理装置とを接続させるための処理が、前記 OS により実行されることを特徴とする請求項 3 に記載のプログラム。

【請求項 5】

前記指定によって前記所定のアクセスポイントが発見された場合、前記所定のアクセスポイントに関する情報が表示され、

前記表示された情報に対応する前記所定のアクセスポイントを有効化している前記所定の通信装置と前記情報処理装置との間の接続を許可するための入力がユーザから受け付けられた場合、前記表示された情報に対応する前記所定のアクセスポイントを有効化している前記所定の通信装置と前記情報処理装置とを接続させるための処理が、前記 OS により実行され、

前記表示された情報に対応する前記所定のアクセスポイントを有効化している前記所定の通信装置と前記情報処理装置との間の接続を許可するための入力がユーザから受け付けられなかった場合、前記表示された情報に対応する前記所定のアクセスポイントを有効化している前記所定の通信装置と前記情報処理装置とを接続させるための処理が、前記 OS により実行されないことを特徴とする請求項 1 乃至 4 のいずれか 1 項に記載のプログラム。

【請求項 6】

前記特定の文字列が前記 OS に対して指定されたことに基づいて、前記所定のアクセスポイントを有効化している前記所定の通信装置と前記情報処理装置との間の接続が確立された場合、前記所定の通信装置が接続可能な 1 又は複数の外部アクセスポイントに関する情報を、前記所定のアクセスポイントを有効化している前記所定の通信装置と前記情報処理装置との間の接続を介して、前記所定の通信装置から取得する取得ステップと、

前記所定の通信装置が接続可能な 1 又は複数の外部アクセスポイントからいずれかをユーザに選択させるための選択画面を前記所定のアプリケーションプログラムにより表示する表示ステップと、

をさらに実行させ、

前記他のアクセスポイントは、前記所定の通信装置が接続可能な 1 又は複数の外部アクセスポイントから前記ユーザによって選択されたアクセスポイントであることを特徴とする請求項 1 乃至 5 のいずれか 1 項に記載のプログラム。

【請求項 7】

前記所定の通信装置が接続可能な 1 又は複数の外部アクセスポイントは、前記所定の通信装置が検索した 1 又は複数の外部アクセスポイントである、
ことを特徴とする請求項 6 に記載のプログラム。

【請求項 8】

前記情報処理装置に対して所定の操作が行われた後に、前記指定が前記 OS に対して実行

10

20

30

40

50

され、

前記他のアクセスポイントは、前記情報処理装置に対して前記所定の操作が行われた時に前記情報処理装置が接続していた外部アクセスポイントであることを特徴とする請求項 1 乃至 5 のいずれか 1 項に記載のプログラム。

【請求項 9】

前記情報処理装置に対して前記所定の操作が行われた時に前記情報処理装置が接続していた外部アクセスポイントに関する情報を前記所定のアプリケーションプログラムにより保存する保存ステップ、

をさらに実行させ、

前記情報処理装置に対して前記所定の操作が行われた時に前記情報処理装置が接続していた外部アクセスポイントに関する情報が前記所定のアプリケーションプログラムにより送信された後、前記所定のアプリケーションプログラムにより保存された、前記情報処理装置に対して前記所定の操作が行われた時に前記情報処理装置が接続していた外部アクセスポイントに関する情報を用いて、前記情報処理装置に対して前記所定の操作が行われた時に前記情報処理装置が接続していた外部アクセスポイントと前記情報処理装置との間の接続を確立するための処理が実行される、

ことを特徴とする請求項 8 に記載のプログラム。

【請求項 10】

前記他のアクセスポイントに関する情報が前記所定のアプリケーションプログラムにより送信された後、前記他のアクセスポイントと前記情報処理装置との間の接続を確立するための処理が実行される、

ことを特徴とする請求項 1 乃至 8 のいずれか 1 項に記載のプログラム。

【請求項 11】

前記他のアクセスポイントと接続するためのパスワードの入力をユーザから受け付ける受付ステップ、

をさらに実行させ、

前記所定のアプリケーションプログラムにより送信される前記他のアクセスポイントに関する情報は、前記入力されたパスワードを含む、

ことを特徴とする請求項 1 乃至 10 のいずれか 1 項に記載のプログラム。

【請求項 12】

前記情報処理装置が属しているネットワーク上に前記所定の通信装置が属していることを認識するための処理を実行する実行ステップ、

をさらに実行させることを特徴とする請求項 1 乃至 10 のいずれか 1 項に記載のプログラム。

【請求項 13】

前記処理は、前記情報処理装置が属しているネットワーク上に、前記他のアクセスポイントを介して検索信号を送信する処理である、

ことを特徴とする請求項 12 に記載のプログラム。

【請求項 14】

前記特定の文字列が前記 OS に対して指定された場合、前記所定のアクセスポイントを有効化している前記所定の通信装置と前記情報処理装置との間の接続が確立されたかどうかの結果を、前記 OS から前記所定のアプリケーションプログラムにより受信する受信ステップ、

をさらに実行させることを特徴とする請求項 1 乃至 13 のいずれか 1 項に記載のプログラム。

【請求項 15】

前記結果を前記 OS から受信した場合、前記結果に基づく画面を前記所定のアプリケーションプログラムにより表示する表示制御ステップ、

をさらに実行させることを特徴とする請求項 14 に記載のプログラム。

【請求項 16】

10

20

30

40

50

前記複数の通信装置が有効化する前記複数のアクセスポイントの識別情報であり、前記特定の文字列を含む識別情報は、前記複数の通信装置の型番、前記複数の通信装置のベンダー、前記複数の通信装置の種類のうち少なくとも1つに基づいて決定される、ことを特徴とする請求項1乃至15のいずれか1項に記載のプログラム。

【請求項17】

前記通信装置に印刷を実行させるための印刷ジョブ又は前記通信装置にスキャンを実行させるためのスキャンジョブを、前記他のアクセスポイントを介して、前記通信装置に送信する送信ステップ、をさらに実行させることを特徴とする請求項1乃至16のいずれか1項に記載のプログラム。

10

【請求項18】

前記所定のアクセスポイントを有効化している前記所定の通信装置と前記情報処理装置との間の接続は、Wi-Fiによる接続である、ことを特徴とする請求項1乃至17のいずれか1項に記載のプログラム。

【請求項19】

前記所定のアクセスポイントの識別情報は、ユーザによる任意の変更が不可である情報である、

ことを特徴とする請求項1乃至18のいずれか1項に記載のプログラム。

【請求項20】

所定のアプリケーションプログラムと、前記所定のアプリケーションプログラムと異なるオペレーションシステム(OS)を有する情報処理装置の制御方法であって、所定の通信装置が有効化している所定のアクセスポイントの識別情報のうち、前記所定のアプリケーションプログラムが特定している文字列である特定の文字列のみを前記OSにに対して指定する指定ステップ、を有し、

20

前記所定の通信装置は、所定のベンダーが提供する複数の通信装置に含まれ、前記特定の文字列は、前記所定のベンダーが提供する前記複数の通信装置が有効化する複数のアクセスポイントの識別情報のそれぞれに共通して含まれる文字列であり、前記複数のアクセスポイントの識別情報のそれぞれは、前記特定の文字列と、前記特定の文字列以外の文字列とを含み、

30

前記制御方法はさらに、

前記特定の文字列が前記OSに対して指定されたことに基づいて、前記所定のアクセスポイントを有効化している前記所定の通信装置と前記情報処理装置との間の接続が確立された場合、前記所定のアクセスポイントを有効化している前記所定の通信装置と前記情報処理装置との間の接続を介して、前記所定のアクセスポイントと異なり、且つ前記情報処理装置の外部且つ前記通信装置の外部の他のアクセスポイントに関する情報を前記所定のアプリケーションプログラムにより送信する送信ステップ、を有することを特徴とする制御方法。

【請求項21】

所定のアプリケーションプログラムと、前記所定のアプリケーションプログラムと異なるオペレーションシステム(OS)を有する情報処理装置であって、所定の通信装置が有効化している所定のアクセスポイントの識別情報のうち、前記所定のアプリケーションプログラムが特定している文字列である特定の文字列のみを前記OSにに対して指定する指定手段、を有し、

40

前記所定の通信装置は、所定のベンダーが提供する複数の通信装置に含まれ、前記特定の文字列は、前記所定のベンダーが提供する前記複数の通信装置が有効化する複数のアクセスポイントの識別情報のそれぞれに共通して含まれる文字列であり、前記複数のアクセスポイントの識別情報のそれぞれは、前記特定の文字列と、前記特定の文字列以外の文字列とを含み、

50

前記情報処理装置はさらに、

前記特定の文字列が前記OSに対して指定されたことに基づいて、前記所定のアクセスポイントを有効化している前記所定の通信装置と前記情報処理装置との間の接続が確立された場合、前記所定のアクセスポイントを有効化している前記所定の通信装置と前記情報処理装置との間の接続を介して、前記所定のアクセスポイントと異なり、且つ前記情報処理装置の外部目つ前記通信装置の外部の他のアクセスポイントに関する情報を前記所定のアプリケーションプログラムにより送信する送信手段、

を有することを特徴とする情報処理装置。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

10

【補正対象項目名】0007

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0007】

上記課題を解決するため、本発明に係るプログラムは、所定のアプリケーションプログラムであって、前記所定のアプリケーションプログラムと異なるオペレーションシステム(OS)を有する情報処理装置のコンピュータに、所定の通信装置が有効化している所定のアクセスポイントの識別情報のうち、前記所定のアプリケーションプログラムが特定している文字列である特定の文字列のみを前記OSに対して指定する指定ステップ、を実行させ、前記所定の通信装置は、所定のベンダーが提供する複数の通信装置に含まれ、前記特定の文字列は、前記所定のベンダーが提供する前記複数の通信装置が有効化する複数のアクセスポイントの識別情報のそれぞれに共通して含まれる文字列であり、前記複数のアクセスポイントの識別情報のそれぞれは、前記特定の文字列と、前記特定の文字列以外の文字列とを含み、前記コンピュータにさらに、前記特定の文字列が前記OSに対して指定されたことに基づいて、前記所定のアクセスポイントを有効化している前記所定の通信装置と前記情報処理装置との間の接続が確立された場合、前記所定のアクセスポイントを有効化している前記所定の通信装置と前記情報処理装置との間の接続を介して、前記所定のアクセスポイントと異なり、且つ前記情報処理装置の外部目つ前記通信装置の外部の他のアクセスポイントに関する情報を前記所定のアプリケーションプログラムにより送信する送信ステップを実行させることを特徴とする。

20

30

40

50